

来町を予定されている皆様へ

4月25日から5月31日まで

湯沢町への来町をご遠慮ください

政府は4月16日、新潟県を含む全都道府県に緊急事態を宣言し、極力8割の接触機会の低減を目指すという強い姿勢を示しました。

湯沢町は、感染拡大を防ぐため、5月31日(日)まで町内の宿泊施設、飲食店及び小売業に対して営業を自粛するよう、強くお願いをいたしました。

観光を主産業とする湯沢町にとって、苦渋の決断ではありますが、4月25日(土)から5月31日(日)までの間、湯沢町への来町を予定されている方におかれましては、来町の目的を十分にご検討され、不要不急な来町をご遠慮くださるようお願いいたします。

皆様の協力により、この新型コロナウイルス感染症が収束した折には、皆様のお越しを心からお待ちしております。

令和2年4月25日

湯沢町長 田村 正幸